

## 共生型における関係施設からの技術的支援について

技術的支援を行う施設名	法人名：
	事業所名：
技術的支援を行う施設の所在地	
技術的支援を行う施設サービス(注1)	
利用者の支援に関する 技術的支援の内容(注2)	

注1：技術的支援を行う事業所のサービスを記載してください。今回指定予定のサービスが共生型居宅介護の場合、「技術的支援を行う事業所のサービス」は「居宅介護」と記載してください。同様に、共生型重度訪問介護の場合は重度訪問介護、共生型生活介護の場合は生活介護、共生型短期入所の場合は短期入所、共生型自立訓練（機能訓練）の場合は自立訓練（機能訓練）、共生型自立訓練（生活訓練）の場合は自立訓練（生活訓練）と記載してください。

注2：

○共生型サービスを適切に提供するために得るべき知識・技術習得等としては次の点が考えられます。

- ・利用者とのコミュニケーション技術
- ・利用者への介助技術
- ・利用者の障がい特性とその対応方法
- ・サービスの質の確保に留意している点
- ・事故の安全面で注意している点 等

○上記の知識・技術習得のために支援事業所からの技術的支援の具体策は次の点が考えられます。

- ・支援事業所が実施する研修や勉強会に参加する（趣旨・内容と頻度等記載）
- ・支援事業所への現場見学とそこでの実習（趣旨・内容と頻度等記載）
- ・支援事業所からの助言（電話やメール、職員に直接来てもらう等）

以上を参考に「利用者の支援に関する技術的支援の内容」の欄を詳述してください。

<その他留意点>

- ・技術的支援の支援事業所は近隣事業所が考えられますが、府内事業所でなければならないわけではありません。
- ・当該書類は、基準省令の共生型事業を行う指定基準にあります「利用者に対して適切なサービスを提供するため、関係施設から必要な技術的支援を受けていること」を根拠に提出してもらうものです。なお、支援いただく施設と必ず契約書の作成を求めるものではありません。